

大田原市運輸事業者等事業継続支援金

物価高騰の影響を受ける市内の運輸事業者等に対し、事業継続のための支援金を交付します。

◎対象事業者

- ①貨物自動車運送事業者
- ②自動車運転代行事業者

◎申請期間及び申請先

令和6年2月1日(木)～2月29日(木)
大田原市役所商工観光課(本庁舎4階)

◎交付対象者

- ①申請日時点において、市内の事業所で事業を営み、引き続き事業を継続する意思がある者
- ②市税等の滞納をしていない者
- ③大田原市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等に該当しない者
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類する事業を行っていない者

◎提出書類

貨物自動車運送事業者

自動車運転代行事業者

- ①大田原市運輸事業者等事業継続支援金交付申請書兼請求書
- ②事業所の名称、代表者、屋号、所在地等が確認できる書類(確定申告書、履歴事項全部証明書、開業届等の写し)
- ③振込先口座が確認できる書類(通帳等の写し)
- ④本人が確認できる書類(個人事業主に限る)
- ⑤貨物自動車運送事業法に基づく許可証の写し
- ⑤自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定証の写し
- ⑥保有営業車両の台数が分かる書類(車検証の写し)



◎交付額等

交付対象事業者	交付基準及び交付額	
貨物自動車運送事業者	令和5年4月1日時点における保有営業車両の台数(ただし「使用の本拠の位置」を大田原市とするものに限る。なお、被けん引車両を除く。)	金額
	50台以上	1,200千円
	40台以上49台以下	900千円
	30台以上39台以下	700千円
	20台以上29台以下	500千円
	10台以上19台以下	300千円
	1台以上9台以下	100千円
自動車運転代行事業者	令和5年4月1日までに栃木県公安委員会の認定を受けている1事業者(ただし、大田原警察署に認定申請を行ったものに限る。)あたり 100千円	

※支援金の交付は1事業者につき1回限りとし、予算の範囲内での交付となります。

問合せ先 大田原市商工観光課商工振興係

TEL 0287-23-8709